

枠組壁建築技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省職人材開発統括官

枠組壁建築技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

制定 昭和 56 年度

改正 平成 23 年度

改正 令和 2 年 2 月（日本産業規格への変更に伴う改正）

『「枠組壁建築」（見直し）職業能力開発専門調査員会（平成 23 年度）』

氏 名 所 属

池田 政一 株式会社新昭和

大 江 任 株式会社東急ホームズ

作本 博昭 株式会社作本工務店

氏 名 所 属

鈴木 秀三 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支
援機構 職業能力開発総合大学校

松戸 清一 松戸工務店

桝組壁建築技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目（単一等級）

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

桝組壁建築の職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表の右欄のとおりである。

表

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
学 科 試 験	
1 建築構造	
桝組壁建築物の種類及び特徴	桝組壁建築物の種類及び特徴について詳細な知識を有すること。
桝組壁建築物の構造及び造作	1 次に掲げる桝組壁建築物の構造部分について詳細な知識を有すること。 (1) 基礎 (2) 土台 (3) 床組 (4) 桝組壁 (5) 小屋組 2 次に掲げる桝組壁建築物の造作部分について詳細な知識を有すること。 (1) 床 (2) 壁 (3) 天井 (4) 階段 (5) 開口部 (6) 浴室回り (7) 内壁ボード張り部 (8) その他の造作部 3 桝組壁建築物の地震、風、雪、火等による災害、腐朽、虫害及び結露等を防止する方法について一般的な知識を有すること。 4 桝組壁建築物の構造に関する次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 土台の設置、取付け及び寸法 (2) 床組の種類、根太の寸法、支点間の距離、間隔、床の開口部、床材の寸法 及び床の緊結 (3) 耐力壁等の桝の寸法、耐力壁の所要量、耐力壁の構造、まぐさの寸法及び緊結 (4) 小屋組の種類、小屋材の寸法、間隔、構造及び緊結 (5) 土台、たて桝及び面材の防腐並びに金物の防錆
桝組壁建築物以外の建築物の種類及び特徴	次に掲げる建築物の種類及び特徴について概略の知識を有すること。 (1) 木造 (2) 鉄骨造 (3) 鉄筋コンクリート造

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
構造力学の基礎理論 2 規矩術 規矩術の基本 さしがねの使用方法 小屋についての規矩術 3 施工法 枠組壁工事に使用する機械及び器具の種類及び使用方法 枠組壁建築工事の施工計画 仮設工事の施工方法	(4) プレハブ造 (5) その他の建築物 1 次に掲げる構造力学に関する用語の意味について概略の知識を有すること。 (1) 力、力の三要素、力のつり合い、力のモーメント (2) 静定、不静定、ラーメン、トラス、片持ちばり、単純ばり 2 構造力学に関する次に掲げる事項について概略の知識を有すること。 (1) 力の合成及び分解の方法 (2) 構成部材に作用する外力の区別 (3) 単純ばりにおけるスパンとたわみの関係 (4) 圧縮材に生ずる座屈 規矩術の基本について一般的な知識を有すること。 さしがねの使用方法について一般的な知識を有すること。 小屋に関する規矩術について一般的な知識を有すること。 1 枠組壁工事に使用する器具の種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。 2 電気のこぎり、自動くぎ打ち機及びルーターの種類及び使用方法について詳細な知識を有すること。 3 次に掲げる枠組壁工事に使用する携帯用電動工具の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) ジグソー (2) 電気ドリル (3) 電気かん (4) 電気溝切り機 4 次に掲げる木材加工用機械の種類及び使用方法について一般的な知識を有すること。 (1) 木工のこ盤 (2) かん盤 (3) 木工せん孔盤 (4) トラス製造機 (5) ラジアルアームソー 枠組壁建築工事の施工計画について、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 施工順序の決定 (2) 工程表の作成 (3) 材料の手配、運搬及び保管 (4) 関連他工事との連携 (5) 作業員の配置 (6) 積算、見積り 枠組壁建築物の施工に伴う仮設工事の施工に関する次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
水盛り、やりかた及び墨出しの方法 基礎工事の施工方法 枠組壁工事の施工方法 枠組壁工事の関連工事の種類及び施工方法 枠組壁建築物の養生及び補修の方法 4 材料 建築用材料の種類、規格、性質及び用途	(1) 仮囲いの施工方法 (2) 下小屋、材料置場等の設置 (3) 足場の設置計画及び設置方法 (4) 危険防止に関する処置の方法 枠組壁建築物の施工に関する次の事項について詳細な知識を有すること。 (1) レベル、トランシット等による水盛りの方法 (2) やりかたの設置方法 (3) 墨出しの方法 枠組壁建築の地業及び基礎の施工方法について一般的な知識を有すること。 1 木材の選別と使用方法について詳細な知識を有すること。 2 枠組壁建築物の建て方に関する次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 段取り (2) 土台 (3) 床組 (4) 壁組 (5) 小屋組 (6) 建て起し (7) 仮止め (8) ゆがみ直し 3 木工事に関する次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。 (1) 土台、床組、小屋組等の構成材の仕口及び継手の工作方法 (2) 床、壁、天井、階段、開口部、浴室回り、内壁ボード張り部等の工作方法 (3) 構造用合板等外壁下地の面材の施工方法 (4) くぎ、ねじ及び構造金物の施工方法 (5) 断熱、防湿、防腐及び防虫の施工方法 次に掲げる枠組壁工事の関連工事について一般的な知識を有すること。 (1) 屋根工事 (2) 目地処理工事 (3) 左官工事 (4) 塗装工事 (5) 板金工事 (6) 建具工事 (7) ガラス工事 (8) 内外装工事 (9) 電気設備工事 (10) 給排水衛生設備工事 (11) ガス設備工事 (12) 冷暖房空調設備工事 枠組壁建築物に関する養生及び補修の方法について詳細な知識を有すること。 1 次に掲げる枠組壁建築物の構造部分に使用する建築用材料の種類、規格、性質及び用途について詳細な知識を有すること。 (1) 構造用製材 (2) 集成材 (3) 単板積層材 (4) 枠組壁工法構造用たて継ぎ材 (5) 構造用合板

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
5 製図 枠組壁建築物の施工図の作成方法 6 関係法規 建築基準法（昭和25年法律第201号）関係法令のうち、枠組壁建築物に関する部分	(6) せっこうボード (7) 構造用パネル (8) くぎ、ねじ及び接合金物その他 2 木材に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。 (1) 針葉樹、広葉樹等の材質の区別 (2) 心材、辺材及び樹皮の性質及び用途 (3) 木理及び紋理による樹種及び材質の区別 (4) 節、割れ等の欠陥の判別 (5) 比重、かたさ、含水率、伸縮率等の物理的性質 (6) 引張り強さ、圧縮強さ、せん断強さ等の力学的性質 (7) 耐久性 (8) 乾燥方法 (9) 保存方法 (10) 虫害の防止方法 3 次に掲げる木材加工品の種類、規格、性質及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 製材 (2) 普通合板 (3) 特殊合板 (4) その他の木質系材料 4 次に掲げる材料の種類及び用途について一般的な知識を有すること。 (1) 下張り用材料（パーティクルボード、ハードボード、硬質木毛セメント板、フレキシブル板、パルプセメント板、シージングボード、ミディアムデンシティファイバーボード、火山性ガラス質複層板及びラスシート） (2) 耐火材料 (3) 防湿材料 (4) 接着剤 (5) 断熱材 (6) その他の建築用材料 1 枠組壁建築物の各種設計図書の読図について詳細な知識を有すること。 2 日本産業規格の建築製図通則（木造建築物の部分に限る。）について詳細な知識を有すること。 1 枠組壁工法技術基準告示について詳細な知識を有すること。 2 枠組壁建築物に関し、次に掲げる建築基準法に関する規定について、一般的な知識を有すること。 (1) 建築物の敷地、構造及び設備に関する規定 (2) 道路及び壁面線に関する規定

